災害時における避難の有り方について

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には危険と判断する場所にいるかたは避難することが原則です。

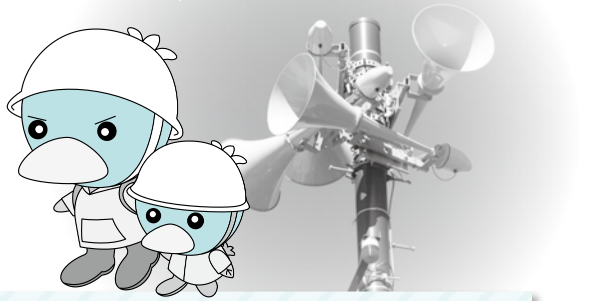

知っておきたいポイント

避難とは「難」を「避」けることです

安全な場所にいるかたは避難所に行く必要はありません。日頃からハザードマップなどを確認し、お住まいの地域の災害リスクを確認しておきましょう。

「分散避難」も避難方法の一つです

避難をする場所は、町の指定する小中学校体育館や公民館だけではありません。安全と判断できる親戚や知人宅に避難することも考えてみましょう。

また、避難所までの経路が危険と判断した場合、自宅の２階に避難することも方法のひとつです。

避難する際は持っていきましょう

避難する際は水や食料、また、ご自身やご家族の常備薬のほか、マスクや消毒液、体温計などを持参し、感染症対策をとるよう心がけましょう。

避難所では手洗いや消毒、ゴミ捨てのルールなどを徹底しましょう

災害の危険が高まってからでは避難をすることが困難な場合があります

町では災害の恐れがある場合「自主避難所」を設けます。早めの避難を心掛けるとともに、携行品などは事前に備えるよう心がけましょう。

町は想定する災害の規模から避難所の指定や増設を行います

災害が予想される場合は、防災行政無線の放送や町ホームページから避難に係る情報を確認してください。また、テレビやインターネットなどを活用して、最新の災害情報を入手するよう心がけましょう。

問合せ＝総務税務課　総務係　☎76-1115

台風のシーズンです

農業水利施設の適正な管理を！

近年、想定外の雨量をもたらす集中豪雨や、９月前後に発生する台風により、農業用排水路が冠水し、施設が破損するケースが多発しています。

これからの台風が近づく前に、ため池や排水路の点検を行い、次の取り組みを行いましょう。

取組み①
各ため池管理者の判断により、稲の作付けに支障の出ない範囲で事前放流を行いましょう

取組み②
ため池の洪水吐に倒木が詰まっていたり、洪水吐に詰まりそうな倒木があれば取り除きましょう

取組み③
排水路の堰板（せきいた）を外しましょう
［堰板付近の水路と法面が崩れることが多いため、設置したかたは必ず管理をお願いします。］

※夜間や降雨時、水位の高いときの点検は避け、万一の転落時に助けを呼べるよう、必ず複数人で実施するようにしましょう。

問合せ＝農林商工課　産業振興係　☎76-5133

野焼きは禁止されています！

ごみを燃やすと、煙や悪臭が発生します。こうした行為は住民トラブルを招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康に害を及ぼします。

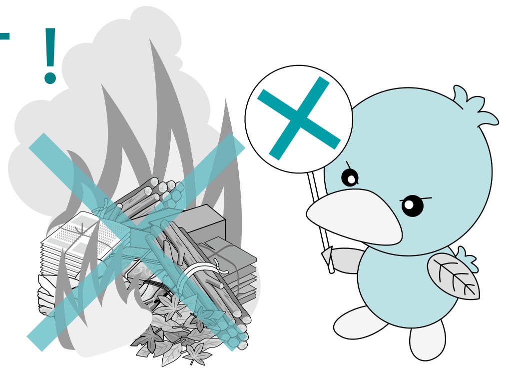

こんな苦情が多く届いています!!

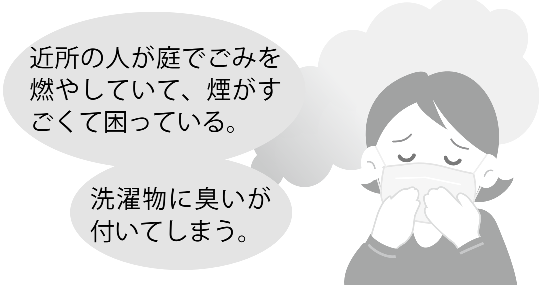

野焼きとは…
◎ドラム缶などを使用しての焼却
◎地面に穴を掘っての焼却　など

違反すると罰則があります！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する焼却行為を行った場合、行為者に対して５年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

※農業、林業、漁業を営むために行う野焼きは、法律上例外として認められていますが、少量の焼却を心がけ、煙や臭い、風向きなど近隣の迷惑にならないよう、配慮してください。
※周辺のかたから苦情が寄せられた場合、認められている焼却行為についても注意などを行うことがあります。

問合せ＝建設水道課　生活環境係　☎76-5134